

Title	遂行的矛盾と<応答>としての責任 : 「規範の欠陥は遂行的矛盾において明らかとなる」
Author(s)	舟場, 保之
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 44 P.19-P.33
Issue Date	2010-12-24
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/7626
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

遂行的矛盾と〈応答〉としての責任

「規範の欠陥は遂行的矛盾において明らかとなる」^①

舟場 保之

一 遂行的矛盾と異議申し立て

J・バトラーは、あの「911」の後、アメリカによるアフガニスタンの空爆が始まり、アメリカ国内の知識人たちにとって自由な言論活動が困難となる状況において、ネット上にひとつの論文を流し「孤立感を味わっていた人たちに勇気を与えた」^②と言われている。この論文では、「固定した」一人称の語りを脱中心化する^③ことの重要性が論じられ、他者の批判に開かれたコミュニケーションがこのことを可能にする場所として考えられている。

言うまでもなく、バトラーは、アメリカ人たちが「アメリカに対するテロ行為を弁解の余地のない、絶対的な悪」と非難するために、「自分たちが被った暴力の経験によって物語を語り始め」^④ることを問題視している。しかしバトラーは、このようなナシヨナリスティックな反応を批判すると同時に、一見これとは正反対の方向を向いているように見える言説、つまり「合衆国は自分が蒔いた種を刈りとったのだ」とか「合衆国は、自らこのような事態を招いたのだ」といった言説にも批判的である。このようないわゆる「左翼の分析」^⑤によると、「事件の作者」で

あり「唯一責任がある」⁽⁶⁾のは合衆国である。これらの二つの主張は正反対のように見えるが、バトラーに言わせると、いずれも固定した一人称の視点からなされたものである点においては変わるところがない。たとえば前者が、圧倒的な力をもつ合衆国によるテロの〈根絶〉を正当化するように、後者も、このように語ることによって実は「合衆国の優越性を分節化し」、その「全能を言い換え」⁽⁷⁾ているに過ぎない。自ら自己自身を全能であるとする固定した一人称のペースペクティブにもとづいて考えているからこそ、テロの〈根絶〉を語ることができるのである。バトラーが着目するのは、これらの主張が固定した一人称の視点からなされたものであることを示す、次の点である。つまり、これらナシヨナリスティックに主張する者と左翼的に主張する者たちが共通して、「o.i.c.」の前史を語ることは、すなわちテロ行為の免責を意味するという、いわばひとつの規範に従っている点である。前者は、こうした規範に従って、なぜアメリカがテロの攻撃に見舞われたのかを問い、その説明を求めることは、テロ行為そのものに対するテロリストたちの責任を不問に付すことに他ならないと考えるので、自分たちが被った暴力の経験によって物語を語り始める。後者は、この規範に従って、前者とは逆にあの出来事の背景を問い、説明を求めることによって、テロ行為そのものに対する責任をテロリストたちに帰するのではなく、唯一合衆国をその責任の主体であると考えるのである。両者の方向性が異なっていることはたしかである。一方は、出来事の背景を問わずに自分たちが被害者であることを主張し、他方は、出来事の背景を問うことによって自分たちが加害者であることを主張する。しかし両者が共通して、〈出来事の背景を問うことはテロ行為の免責に他ならない〉という規範を遵守していることもたしかである。

もちろん説明と免責は、二つの独立した事柄であるが、これらが固定的な一人称の語りにおいてはひとつながりのこととされてしまっており、それぞれ上述のような受け入れがたい主張となっている。バトラーが求めるのは、「二人称のみからではなくて、三人称の立場でわたしたち自身を語る能力、あるいは、二人称で述べられる語りを受け入れる能力⁽⁸⁾」である。たしかにこの言葉は、文字どおり受け取れば非常に問題があるだろう。三人称の立場でわたしたち自身を語るのがわたしたちであり、二人称で述べられる語りを受け入れるのがわたしたちである以上、たとえこのような能力が発揮されたとしてもそれは一人称のパスpekテイヴからなされていることになるからである。いつまでも、三人称の立場で語っているつもりや、二人称で述べられる語りを受けて入れているつもりを回避できないばかりか、原理的にはつねに（つもり）に過ぎないことになる。したがってバトラーのこの言葉は、一人称の語りをなくすことを求めるものではなく、ただ固定的な一人称の語りの脱中心化を求めるものとして理解したい。ではこのような脱中心化はいかにして可能になるのか。バトラーは次のように論じている。

こうした出来事「Ⅱ」「9Ⅱ」にはそれに先立つ出来事が存在していたのだ、ということを知り、したがって、わたしたちがそれを知り、そこから学び、それらを変えることが強く求められていることを知ると同時に、こうした出来事は、その歴史によっては正当化されないのだが、しかしその出来事は歴史なしには理解できない、ということを知ることができようか。⁽⁹⁾

バトラーは、あの出来事の背景には歴史があり、歴史的説明によってあの出来事を理解することが可能になるこ

と、しかしそうした歴史的説明があの出来事を正当化することにはならないことを主張している。歴史的説明があの出来事を正当化することにはならないということは、歴史的説明をすることあの出来事を実際に引き起こした人物たちの責任を問うことは独立しているということであり、歴史的説明が行われても、そのことがその人物たちから責任を免除することを意味するわけではないことである。つまりバトラーは、ナシヨナリストの側も左翼の側も遵守していた（出来事の背景を問うことはテロ行為の免責に他ならない）という規範そのものに、異議申し立てを行っていいことになる。ところがこの異議申し立てが、まさしくこうした規範が妥当する——何と云っても、ナシヨナリストの言説も、左翼の言説も、この規範を遵守しているのである——状況においてなされていることを考慮に入れるとき、バトラーの発言は遂行的矛盾を犯していると言えないだろうか。なぜなら、当時の合衆国の言説空間においては、あの出来事について論じるときには（出来事の背景を問うことはテロ行為の免責に他ならない）という規範が遵守されていたにもかかわらず、バトラーはあの出来事について発言することにおいてこの規範に違反するからである（厳密に言えば、「聞くことができるだろうか」という問いそのものも、遂行的矛盾である。なぜなら、このように問われる者はすでに、それを聞いてしまっているからである）。こうした異議申し立てのあり方は、次のようなバトラーのトラブル論と無関係ではない。

『ジェンダー・トラブル』の冒頭では、非常に興味深いことが言われている。

： 現行の法は、ひとをトラブルから遠ざけようとして、そんなことをすればトラブルに巻き込まれるぞと脅し、さらには、その人をトラブルの状態に陥らせようとすることすらある。これから得た結論は、トラブルは

避けえないものであり、だからやれることは、いかにうまくトラブルを起こすか、いかにうまくトラブルの状態になるかということだった。¹⁰⁾

ある行為がトラブルを招きそうであると予想されるとき、常識的には、ひとはそのような行為をやめることによってトラブルを避けようとするだろう。バトラーによれば、このときひとは——ときにはトラブルの状態へ陥らせようとさえしつつ——トラブルから遠ざけてくれる「現行の法」に従っていることになる。「現行の法」がこうした機能をもつことを確認した後で、「トラブルは避けえない」という結論が下されるのであれば、「このとき、「現行の法」はその妥当性に関して何らかの異議申し立てが行われなければならない代物であるということが、前提されている。トラブルからの回避を可能にする一定の規範の妥当性を問わざるをえないからこそ、「トラブルは避けえない」からである。もちろん、「トラブルは避けえない」ということによつて、「現行の法」がそれなりに通用しており、その妥当性を無効にすることはそれほど容易なことではないということも表現されている。少なくとも、異議申し立てがかならずトラブルを招く程度には、この規範は機能していると考えられるのである。では、かならずトラブルを招くことがわかっているにもかかわらず、「現行の法」の妥当性を問わざるをえないのだとすれば、必要なことは何か。トラブルがたんなるトラブルとして処理されてしまうのであれば、異議申し立てはそれとして認知されることなくたんにトラブルを招いただけであり、規範の妥当性を揺るがすことにはつながらない。必要なことは、規範の妥当性に関する問いが問いとして聞き届けられ、異議申し立てのなされた規範について変更される可能性が生じることである。それがとりもなおさず、「うまくトラブルを起こす」ことであり、「うまくトラブルの

状態になる」ことに他ならない。しかしそれはどのようにして実現されるのか。

異議申し立てを行うことそのことの制約となつてゐる規範を侵犯しつつ、その規範に対して異議申し立てがなされるとき、つまり一定の遂行的矛盾を伴いつつ異議申し立てがなされるとき、当該の異議申し立てはたんなるトラブルではなく、規範の妥当性を揺るがすことにつながる異議申し立てそのものとして、認知される可能性をもつようになるのではないか。バトラーが他の論文において展開している遂行的矛盾を伴う異議申し立てに関する議論を参照することで、このことを明らかにしたい。

二 「遂行的矛盾を作動させる」⁽¹⁾

バトラーによれば、法とは本来普遍的なものであるはずだが、しかし現実には法には欠陥が含まれている。このとき、「普遍的なものにみがきをかける作業」が必要であり、こうした作業のために異議申し立てが行われなければならぬ。このような「普遍的なものにみがきをかける作業」として重要な異議申し立てが行われる例」として、バトラーは次のように論じている。

：例としては、普遍的なものについての排他的規定を支配する……現行の慣習によつて参政権賦与から除外されてきた諸々の主体が、参政権賦与の言語を奪取し（遂行的矛盾）を作動させる状況があげられる。すなわち彼（女）らはそのような普遍的なものに包摂されることを要求するのだが、彼（女）らはそのことによつて普遍的なものについての従前の伝統的な定式がもつ矛盾した性格を暴露するのである。⁽²⁾

そもそも〈遂行的矛盾〉とは、言語行為を遂行することとその言明内容との矛盾を意味している¹³⁾。引用した場面において、参政権賦与から除外されてきた者たちは、「参政権を賦与せよ」と要求するのだが、そもそもこうした要求（言語行為の遂行）が政治的¹⁴⁾要求であるためには、参政権を賦与された者によつてなされるのでなければならぬ。〈普遍的なもの〉から排除されている者たちは、除外されているからこそ「普遍的なものに包摂せよ」と要求するのだが、そうした要求行為の遂行は、要求する者がすでに〈普遍的なもの〉に包摂されていることを前提とするのである。したがって、〈普遍的なもの〉から除外されている者による「参政権を賦与せよ」「普遍的なものに包摂せよ」という要求は、〈遂行的矛盾〉を犯していることになる。要求という言語行為の遂行が前提する事柄（普遍的なもの）に包摂されていること）を言明内容（普遍的なもの）から除外されていること）が裏切るからである。しかしバトラーは——討議倫理学者たち¹⁵⁾とは異なり——、これらの要求は〈遂行的矛盾〉を伴うものであるから妥当性をもたない、という結論を導くのではない。逆に、このような矛盾した要求を行うことは、「普遍性についての現存の観念の限界を暴露し」、「現在の基準に挑戦して、それらが……改定されるよう求めるひとつの方法¹⁶⁾」であると言う。

「私は存在しない」という主張は、主張を遂行する次元において〈私が存在すること〉を前提しており、言明の内容と矛盾するので〈遂行的矛盾〉を伴う主張である。このとき、訂正されなければならないのは、言明の内容の方である。「参政権を賦与せよ」「普遍的なものに包摂せよ」という要求も、上述のように〈遂行的矛盾〉を伴っているのだが、しかし訂正は言明の内容に求められるのではなく、遂行する次元において前提されている事柄に求め

られる。要求を行う以上、すでに〈普遍的なもの〉に包摂されているはずだから、「普遍的なものに包摂せよ」という要求内容は間違っている、という訂正が行われるのではなく、要求を行う者は、実際にすでに〈普遍的なもの〉に包摂されているのか、ということが問われるのである。〈普遍的なもの〉は〈普遍的なもの〉である以上、定義上そこから排除される者などいはずであり、したがって〈普遍的なもの〉を定める「現行の慣習」は、語義に反していることになるが、にもかかわらず妥当性をもっている。〈遂行的矛盾〉を伴った異議申し立ては、このような法の定める〈普遍的なもの〉のもつ内実を明らかにしつつ、法の改定を求めていることになるだろう。〈普遍的なもの〉を定める現行の法が、語ることができる者の範囲に制約を与えるとき、この制約は「語ることができる者と語ることができない者」との間に境界線を引き、そのことによって「語ることができる者を産出」¹⁷⁾するが、「普遍化のそのつどの限界を構成」する〈普遍的なもの〉から排除された者による「現行の定式に対する挑戦を通じて」、〈普遍的なもの〉はその内容が明らかにになる。そして〈普遍的なもの〉の内容が改められるとき、〈普遍的なもの〉から排除されていた者が〈普遍的なもの〉へと包摂し直されることになる。

ではなぜ〈遂行的矛盾〉を伴う異議申し立ては、異議申し立てとして認知される可能性をもつと言えるのか。異議申し立てがたんなる雑音と見なされてしまえば、それは本来の目的を果たすことはできない。それゆえどのようになればうまくトラブルを起こしうるかということが、重要な問題となるのであった。ここでは何と云っても、〈遂行的矛盾〉を伴う異議申し立てが矛盾している、という点が大いだろう。矛盾しているため、異議申し立てを耳にする者には、当該の異議申し立てが初めは奇妙に響くことだろう。しかしこのとき、それがなぜ奇妙に響くのかを考え、その発話のどこに矛盾があるのかを熟慮するとき、遂行のレヴェルで前提されている事柄と言明内容

とが衝突していることに気がつき、場合によっては遂行のレヴェルで前提されている事柄に注意が向けられるかもしれない。パトラーの最初の例では、あの出来事に先行する事柄を認めることはその行為を免罪することになるといふ、ナシヨナリストも左翼も前提する「規範」が、またこの節の例では、〈普遍的なもの〉から排除される者はいないという「現行の法」が、それぞれ注目されることになり、その結果、そうした「規範」や「現行の法」の内実が吟味される可能性が生まれるだろう。聞き手の態度にこのような影響を与えるとき、異議申し立ては異議申し立てとして了解されていることになる。この了解は、問題化された「規範」や「現行の法」が改定される可能性につながるだろう。

さて、今論じたことから明らかなように、〈遂行的矛盾〉を伴う異議申し立てが異議申し立てとして認知されるかどうかについて、いずれにせよ聞き手の果たす役割は小さくない。このことに関連して、カントの啓蒙論を参照しながら応答可能性としての責任がどのようなものであるのかを簡潔に提示したい。

三 異議申し立てに応えること

カントが啓蒙を促進するものとして必要とするのは、「理性をあらゆる点で公的に使用する自由」(VIII, 36)¹⁹である。このような理性の公的使用は、その私的使用を対概念としてもつ。私的使用は、公職などに就く者によって職務上なされる理性使用のことである。カントの挙げる例によれば、聖職者は、教区において自分の勤務する教会の信条書に従って説教しなければならないし、上官からの命令を受けた将校は、その命令についてあれこれ論議することなく、ただ服従しなければならない (vgl. VIII, 37f.)。したがって、理性が私的に使用される場面では、すでに

成立している何らかの真理／規範体系が前提とされ、そうした体系において妥当性をもつと見なされる事柄が伝達されるのである。ハーバーマスの概念²⁰を使えば、聖職者の説教の「命題的真理性」は信条書に基づいており、そもそも聖職者が説教するということの「規範的正当性」は、すでに成立している共同体の規範に基づいている。同じように、上官が命令を下す「規範的正当性」は、当該の軍隊のヒエラルヒーに基づき、その命令の「命題的真理性」も、たとえば上官の命令はつねに真であるとするような、軍の規則に基づく。聖職者の説教も、上官の命令も、それらが何らかの妥当性を要求するものであるとすれば、その要求は既存の真理／規範体系を引き合いに出すことにより認証されるものである。またこのことは同時に、これらの妥当要求が、前提とする真理／規範体系そのものに対しては疑問を呈することなく、それらの体系の妥当性を承認している、ということをも意味している。

それに対して、理性が公的に使用される場合とはどのような状況だろうか。公的な理性使用とは、「読者の世界」という公衆全体を前にした、学者としての「理性使用」のことである。私的使用の場合と同じ例によって説明されることによれば、ある教区の聖職者が学者として、信条書の欠点についての入念な吟味を公衆に伝えたり、上官の命令を受けた将校が学者として、軍務における欠陥を指摘し、その指摘を公衆の判定に供する場合、理性は公的に使用されていることになる(vgl. ebd.)。そうすると、理性が公的に使用される場面では、すでに一定の妥当性をもって「命題的真理性」や「規範的正当性」に対して、異議が唱えられていることになるだろう。私的使用に際して理性が頼りとするところの信条書の内容はそもそも真であるのか、その信条書に則ってなされる聖職者の説教を正当なものとする規範体系はそもそも正当なものであるのか、あるいは上官によってなされる命令の内容はそもそも真であるのか、真でもないような命令をする上官を絶対とするような規範体系はそもそも正当であるのか、

といったふうな問題が提出されるからである。理性が私的に使用される場合においては承認されている既存の真理／規範体系の妥当性そのものに対する異議申し立てが、ここでなされるのである。

ただし、理性が公的に使用されるとき、聖職者も上官も学者として既存の真理／規範体系の妥当性を問うわけであるが、しかしこれらの人物はあくまで聖職者や上官なのであって、実際には学者ではない。したがって、これら聖職者や上官が、理性を私的に使用する際に前提している真理／規範体系の妥当性そのものに対する異議申し立てを行うとき、その異議申し立ては〈遂行的矛盾〉を伴っていることになるだろう。なぜなら、聖職者や上官が発話する際の規範は理性が私的に使用される際に則らなければならない規範であるが、しかし聖職者や上官は理性を公的に使用することによってまさしくこの規範に異議申し立てを行うからであり、遂行の次元で前提されている事柄を、言明の内容が裏切るからである。このことは、バトラーが「[101]」後に行った〈遂行的矛盾〉を伴った異議申し立てや、バトラーが例として挙げた、〈普遍的なもの〉への包摂を要求する、やはり〈遂行的矛盾〉を伴った異議申し立てと同様である。

ここで注目すべきなのは、カントの啓蒙論において、異議申し立てを通じて読者という公衆がまさしく問われているということ、そのことである。理性が私的に使用される場合であれば、既存の真理／規範についての知識を伝達することが重要であって、かりに問いが発せられるにしても、答える方は信条書や軍規といったいわば既存のマニユアルを参照すればよいわけである。そのときには、これら真理／規範体系が妥当性をもつことは前提されているからである。しかし、公的な理性使用による異議申し立てでは、それまで頼りとしてきた他ならぬそのマニユアル自身の妥当性が問われる。つまりこの場合、問われた者は、頼りとすべきマニユアルをもたないことになり、啓

蒙のスローガンどおり、「自分で考える」のでなければならぬことになる。つまり、異議申し立てを通じて、信条書に書かれてある事柄の真理性や聖職者が説教をすることの正当性について、また上官の命令の真理性やそうした命令の正当性について、問われた者は従来のマニユアルに依拠することなく、考えなければならぬ。このとき、それまで妥当性をもつと考えられてきた真理性および正当性に注意が向けられ、それらは妥当性をもつものであるかどうか吟味される可能性に開かれることになる。ここでは異議申し立てが、異議申し立てとして認知されていることになるだろう。それは、バトラーが「911」後に〈遂行的矛盾〉を伴う異議申し立てを行ったとき、それを耳にする者が当時支配的であった規範、〈出来事の背景を問うことはテロ行為の免責に他ならない〉という規範の妥当性に注意を向けるようになり、それが吟味の対象となりうるときである。また、〈普遍的なもの〉への包摂を求める者が、〈遂行的矛盾〉を伴う異議申し立てを行うとき、その主張を耳にする者が従来の〈普遍的なもの〉の内実に注意を向け、それが吟味の対象となりうるときである。異議申し立てによって掲げられる妥当要求をめぐって討議が行われ、説得力のある論拠によって認証がなされ合意が形成されるとき、異議申し立てどおり、従来のマニユアルや支配的だった規範、「現行の法」は修正されるに至る。しかしこうした形で修正がなされるためには、何と言ってもまず、〈遂行的矛盾〉を伴う異議申し立てに対して〈自分で考える〉という形での応答がなされなければならないし、問題化されている事柄に注意が向けられなければならない。これがなければ、従来のマニユアルや規範の変更はありえない。ここにこそ、異議申し立てに対して応答しようということの責任が成立すると言えよう。

*

*

*

カントは、少なくとも個々人に関しては、「自然はとづくに外的な導きから解放した」にもかかわらず、なお後見人たちが自分の代わりに悟性や良心をもち、「みずから骨を折る必要がなかったり」、「考える必要がなかったり」(VIII, 35) する状況を望むことに言及している。このとき、〈遂行的矛盾〉を伴う異議申し立てが行われても、異議申し立てが異議申し立てとして認知され、従来之法が改定される可能性はないだろう。しかしバトラーによれば、いまなお普遍性は十全な意味で達成されていないこと、そして普遍性を定める規範はその意味で「失敗」している。したがって、〈遂行的矛盾〉を伴う異議申し立てはたえず繰り返されるに違いない。「失敗」⁽²⁾を含む規範が修正されるかどうかは、このような異議申し立てに応えることができるかどうかにかかっている。

注

- (1) Butler, Judith, *Excitable Speech: A Politics of the Performative*, Routledge, 1997, p.91.
- (2) 「女性・戦争・人権」学会学会誌編集委員会編『女性・戦争・人権』第五号、行路社、二〇〇二年、五二頁。なお、バトラーの英語で書かれたオリジナル論文はもはや入手できないので、「説明と免責——私たちは何を聞きとることができるのか」(岡野八代、大越愛子訳) というタイトルの邦訳から引用を行う。
- (3) 前掲書、四三頁。
- (4) 前掲書、同頁。
- (5) 前掲書、四五頁。
- (6) 前掲書、四六頁。
- (7) 前掲書、四五頁。
- (8) 前掲書、四四頁。
- (9) 前掲書、五一頁以下。

- (10) Butler, *Gender Trouble*, Routledge, 1990, xxvii.
- (11) Butler, *Excitable Speech*, p. 89.
- (12) Butler, *Universality in Culture*, in : Cohen, Joshua, (ed.), *For Love of Country : Debating the Limits of Patriotism*, Beacon Press, 1996, pp.47.
- (13) Vgl. Kettner, Mathias, Ansatz zu einer Taxonomie performativer Selbstwidersprüche, in : Dorschel, Andreas, Kettner, Kuhlmann, Wolfgang, Niquet, Marcel, (Hg.), *Transzendentalpragmatik*, Suhrkamp, 1993, S.187-211.
- (14) この「政治的」という形容詞は、非常に限定された意味である。すなわち、国会や代議士、大統領や首相といった概念とともに連想される「政治」と関係する。
- (15) たゞえばマーセルは、「わたしは考えられるあらゆる論証のパートナーが同等の権利をもつことを、原理上承認する必要はない」という命題と、このテーゼを普遍的に合意できるものとして討論に提出する主張の遂行との間に、遂行的矛盾を見出す。そして、「考えられるあらゆる論証のパートナーが同等の権利をもつこと」を、原理上承認する(12)は、論証行為を可能にする普遍的な諸制約のひとつである(1)を明らかにする。Apel, K.-O., Fallibilismus, Konsensstheorie der Wahrheit und Letztbegründung, in : Forum für Philosophie Bad Homburg, (Hg.), *Philosophie und Begründung*, Suhrkamp, 1987, S.190.
- (16) Butler, *op. cit.*, p.48.
- (17) Butler, *ibid.*
- (18) Butler, *ibid.*
- (19) *Kants Werke*, Akademie-Textausgabe, Walter de Gruyter & Co, 1968.
- (20) Vgl. Habermas, Jürgen, *Vorstudien und Ergänzungen zur Theorie des kommunikativen Handelns*, Suhrkamp, 1984, S. 353-357, Nachmetaphysisches Denken, Suhrkamp, 1988, S. 75-81, S. 123-128.
- (21) Butler, *op. cit.*, p.50.

RESÜMEE

Der performative Widerspruch und die Verantwortung als
Fähigkeit zur Antwort (response-ability)

Yasuyuki FUNABA

Nach Kant sehnt sich zumindest jeder Mensch als Einzelwesen nach der Situation, in der er sich „nicht selbst zu bemühen“ braucht und selbst „nicht nötig zu denken“ hat, weil statt seiner seine Vormünder Verstand und Gewissen haben, obwohl ihn „die Natur längst von fremder Leitung frei gesprochen“ hat (vgl. VIII, 35). In dieser Situation gäbe es keine Möglichkeit, dass ein Einwand als solcher anerkannt und die herrschende Norm verbessert werden könnte, auch wenn ein mit einem performativen Widerspruch einhergehender Einwand erhoben würde. Butler meint jedoch, dass Universalität im vollkommenen Sinn noch nicht verwirklicht ist und in diesem Sinn die das Universale bestimmende Norm „Fehler“ aufweist. Daher müssen immer wieder Einwände mit einem performativen Widerspruch erhoben werden. Ob schließlich die fehlerhafte Norm verbessert werden kann, hängt davon ab, ob man auf diese Einwände angemessen antworten kann oder nicht.

キーワード：遂行的矛盾, 異議申し立て, トラブル, 応答